

平成27年5月定例教育委員会会議録

日 時	平成27年5月18日（月） 午後3時30分～午後5時15分
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 鈴木 健次 図書館館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 教育総務課課長代理（庶務担当） 鈴木 利昭 学校教育課長 片野 新治 教育総務課庶務班主任主事 水野 統之 教育指導課長兼 教育研究所長 柏木 荘一
傍聴者	3名
会議次第	<p style="text-align: center;">5 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議</p> <p>日 時 平成27年5月18日（月） 午後3時30分</p> <p>場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>（1）平成27年6月の開催行事等について</p> <p>（2）臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第13号 子育てを支援するための職員行動計画について</p> <p>（3）平成26年度一般財団法人秦野市学校保全公社の経営状況について</p> <p>（4）平成27年度園児、児童、生徒及び学級数について</p> <p>（5）第1回いじめを考える児童生徒委員会について</p> <p>（6）平成27年度教科書展示会について</p> <p>（7）学校警察連携制度の運用について</p> <p>（8）平成27年度教育研究所調査研究について</p>

	<p>(9) 第28回夕暮祭短歌大会について</p> <p>4 議案</p> <p>(1) 議案第12号 平成27年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について</p> <p>(2) 議案第13号 秦野市いじめ問題対策調査委員会及び秦野市いじめ問題再調査会条例を制定することについて</p> <p>(3) 議案第14号 秦野市社会教育委員の委嘱について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 平成27年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(2) 秦野市いじめ問題対策調査委員会規則を制定することについて</p> <p>(3) 秦野市いじめ問題対策連絡協議会要綱を制定することについて</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 要望書について</p> <p>(2) 質問書について</p> <p>(3) 総合計画、行革推進プラン、公共施設再配置計画の策定スケジュールについて</p> <p>(4) 休日における窓口の一部開庁の見直しについて</p> <p>(5) 公共施設の利用者負担の適正化に向けた実証実験について</p> <p>7 閉会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただいまから5月の定例教育委員会会議を開催いたします。

お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。また、あわせて秘密会のほうは、ご意見、ご質問がある場合には、会議終了後、事務局のほうに申し出てください。

何かありますか。

ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、「3 教育長報告及び提案」の「(7) 学校警察連携制度の運用について」は、非公開情報等が含まれているので、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、3の(7)は秘密会といたします。

教育長の報告及び提案について、お願いいたします。

教育長

よろしく申し上げます。

資料No.1の1ページをごらんください。平成27年6月の開催

行事等でございます。

まず最初に、6月の2日から22日まで、市議会の第2回定例会でございます。本会議、一般質問、常任委員会という日程で行われます。

同じく6月2日ですが、学校の防災訓練で引き取り訓練を実施いたします。園・校でございます。

6月6日の土曜日、例年、歯科医師会のご協力によりまして、フッ化物の塗布事業を文化会館の展示室で行います。

6月9日と23日は、例月のブックスタート事業でございます。保健福祉センターです。一部、すみません、表記が間違えておりまして、会場の「保険福祉センター」の保険の險が、健康の健でございます。訂正をお願いいたします。

それから、6月12日の金曜日ですが、第1回の社会教育委員会会議を開催いたします。

6月19日と20日、それから6月30日から7月12日まで、記載のとおり、今年は中学校の教科書の採択の年でございます。教科書の展示会を開催しております。この間が少しあきますのは、図書館の閉館の関係がありまして、間があいております。後ほどそれについてはお話をいたします。

6月20日、第41回の文化振興大会、これは6月20日・21日に文化会館の小ホールで発表の部がございます。民謡、新日本舞踊等でございます。

同じく20日・21日に文化会館の展示室で展示の部がございます。華道、書道、水墨画等でございます。

それから、これは分散しますが、6月21日に短歌大会、図書館です。28日と7月26日に囲碁大会も予定されております。これについては、また後ほど担当のほうから説明をさせます。

6月22日から29日、図書館が資料特別整理期間等のための休館でございます。これが先ほど言いました、教科書展示会の間があく理由でございます。

6月23日が6月定例教育委員会会議を予定しております。

6月23日、同じく午前中ですが、市婦連の体育のつどい、第26回になります。総合体育館で実施をいたします。

25日の木曜日、27年度のPTA連絡協議会の会員研修会が行われます。文化会館の小ホールです。

それから27日、桜土手古墳展示館で、「ミュージアムさくら塾 秦野の災害遺跡について」ということで実施いたします。

6月29日、学校・教育訪問。みどりこども園が会場です。

教育総務課長

翌日30日、同じく学校・教育訪問で、末広小学校を予定しております。

私からは以上で、この後につきましては担当の課長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

私からは、(2) (3) (4) について、ご説明をさせていただきます。

まず、(2)の「臨時代理の報告について」でございます。「報告13号 子育てを支援するための職員行動計画について」でございます。資料No.2をごらんください。

おめくりをいただきまして、「臨時代理書」でございます。提案理由の中で、次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法、これの一部改正に伴いまして、特定事業主、市長部局もそうですし、教育委員会もそうですが、特定事業主として子育ての支援をする職員行動計画の策定の必要性が生じたというようなことから、検討委員会を設置して検討を行いまして、市長部局も含めて、連名で27年5月7日、公表することから、臨時代理を行ったものでございます。

実際の職員行動計画をさせていただきます。おめくりをいただきまして、1ページに、実は平成17年に次世代育成支援対策推進法ができました。10年間の時限法というようなことでできたわけでございますが、先ほど申しましたように、27年に4月から10年間延長ということで行動計画をつくるということです。

2ページ目の一番上に表がございます。この推進法のもとに、子ども・子育て支援事業計画というもの、また今回の職員行動計画、それと市の職員(ひと)づくり基本方針、こういったものを、この法律に従って本市では策定しているような状況でございます。

内容につきましては、3ページから「行動の内容」ということで、3ページには職員勤務環境に関する妊娠中及び出産後における支援、4ページには男性職員の子育てのための休暇取得の推進。おめくりいただきまして、5ページ目の(3)には、育児休業等を取得しやすい環境づくり。2枚ほどめくっていただき、8ページの一番下に、取り組みの目標値ですとか、そのほか9ページには、子育てを行う女性の職場での活躍に向けた取り組み、10ページには、時間外勤務の縮減ということで、そういった子育て環境の改善に取り組む職員の行動計画の策定をしたものでございます。

これにつきましては、特定事業主ということで、市ではもちろん市長部局も入りますし、そのほか議会ですとか、農業委員会ですとか、監査委員会、選挙管理委員会等をあわせて、本計画を連名で秦野市という形の中で一括で策定するものでございます。

続きまして、(3)になります。「平成26年度一般財団法人秦野市学校保全公社の経営状況について」ということで、資料No.3をごらんください。

平成27年度の事業計画ですが、一番下に「一般財団法人秦野市学校保全公社」と書いてございます。ご承知のように、26年1月に財団法人等の法人の見直しに伴いまして、従来、学校建設公社、学校の建設ですとか、改修ですとか、それを市にかわって公社が行っておったわけですが、それを「保全公社」ということで名称を変えて、建設や改修などは市の一般会計でやっていくという方向になりました。

ということで、実際に改修等の事業は行ってございません。平成20年から24年までの間に公社が借入れを行って、改修した部分の、10年間の償還で借りていますので、その償還をしていくというのが主な事業になってございます。

おめくりをいただきまして、3ページ目に27年度の事業計画がございまして、2のところ「事業計画」ということで、まず1点目は市立の小・中・幼の保全等学校環境の向上に向けた調査研究を行うことということと、(2)がメインなんですけど、過去に実施してきました、小・中・幼の改修工事に伴う償還事業ということなんです。

その下に、償還事業ということで、平成20年の小学校の改修事業から、4ページ、次のページのその、平成24年度幼稚園改修工事ということで、合わせまして、27年度の元金と利息の償還額の合計になりますが、1億6,390万2,000円、これを償還していくということでございます。

6ページをおめくりをいただきますと収支予算書がございまして。同じものですが、9ページの収支予算書補足説明資料のほうがわかりやすいです。Iの収入の部ということで、事業収入、これは市からの負担金をいただくものですが、これが1億6,380万2,000円。少し下に行ってください、2の(1)の一番下ですが、支払利息支出ということで、784万4,000円、これが利息になります。また下に行ってください、IIの2の(1)の長期借入金返済支出、1億5,605万8,000円。今言いました利息の支出の長期借入の返済額、これを合わせた数字が、

先ほど言いました1億6,390万2,000円ということで、実は収入よりも10万円少ないわけですが、これはもともと120万ほど建設公社から引き継いだお金がございまして、10万円はその部分を引き当てているということになってございまして。

同様に、18ページには26年度の保全公社の事業報告書がございまして。同一の事業の状況ということで、(1)で先ほど申しました環境保全事業でございまして。これについては、昨年度空調設備を一斉に市内小中学校に入れたということがございまして、空調の運用指針について、市とこの公社と共著して指針づくりを作成したということになってございまして。(2)につきましては、先ほど言いましたように、今までの事業の元金と利息のほうを金融機関に返済したという内容になってございまして、23ページが26年度の、同様に負担金収入があつて、支払利息の支出があつて、長期の借入の返済があるということになってございまして。これにつきましては自治法の規定の中に、2分の1以上市が出資する法人の場合は、その経営状況を議会に報告する必要があるという規定がございまして、6月2日に開催します6月議会のほうに、この保全公社の経営状況について報告をする予定でございまして。

続きまして、(4)の「平成27年度園児、児童、生徒及び学級数について」、資料No.4をごらんください。

私のほうからは、幼稚園の関係のご報告をさせていただきます。先月の4月の教育委員会議の際には、4月1日時点の状況をご報告しました。今回、5月1日時点の報告ということで、これが毎年度の基準日になりますので、27年度の園児、学級数の確定した数字になります。

一覧がございまして、幼稚園10園、こども園4園ございまして、分けて書いてございまして、合計の欄、26年度と27年度の差で書いてございまして、27年度の学級数が38クラス、26年度に比べて3クラス増えてございまして。人数のほうは1,017人ということで、27年度に比べて43人ほど減っているような状況でございまして。

こども園につきましては、合計で学級数が11クラスということで、1クラス増えてございまして。人数については254人、17人ほど減ってございまして。

次のページの横長を見ていただくとわかるのですが、各園別の26年度と27年度の比較になってございまして。27年度は網掛けになってございましてけれども、園児数が幼稚園とこども園を足

して1, 271人ということで、前年に比べまして60人ほど減ってございます。また、その右の欄ですが、市内園児ということで、市内の園児の数に対する就園率については48.7%、約2分の1、半分の子が公立の幼稚園、もしくはこども園の幼稚園部分に通っているという状況でございます。一番右が充足率でございます。今の定数でございます。子どもが入れるクラスの数でございますので、実際の、今言いました市内の園児数とは大分合わない定員の数、多い定員の数になってございますが、定員に対する充足率については43.2%で、幼稚園、こども園、どちらも微減、若干減っているという状況になってございます。

以上でございます。

学校教育課長

私からは、児童数、生徒数及び学級数について、ご報告をいたします。先ほど教育総務課長のほうからもございましたが、今回の数値が、国へ報告する年度の基準となる確定数値となります。

まず、普通学級の小学校でございますが、児童数は8,133人、学級数は262で、また、中学校は生徒数4,089人、学級数117学級で、前回4月にご報告させていただいた時点と、児童数・学級数ともに変わりはありません。

次に特別支援学級でございますが、小学校が259人、50学級で、中学校が89人、24学級で、こちらも児童数・学級数ともに変わりございません。

続きまして、外国人の在籍者数でございますが、こちらも本年の4月から変わりなく、小学校では178人、中学校は80人ということでございます。

最後に通級学級でございますが、こちらは4月のご報告と比べまして3人増えており、合計81人が通級している状況でございます。

各学校の詳細につきましては、裏面に記載してございますのでご覧いただければと思います。

私からの報告は以上です。

教育指導課長

それでは資料のNo.5をごらんください。

5月10日に開催しました、今年度の「第1回いじめを考える児童生徒委員会」の報告でございます。

今年度は日曜日開催ということで、「4 参加者」にもありますように、例年はどうしても土曜日に学校行事、それから市の行事と重なって欠席が目立つことがありましたが、今回は2名の欠席だけでございました。また、教育委員長さん、教育委員さん、参加いただきましてありがとうございました。

なお、「5 内容」ですが、今年度はテーマを、携帯電話またはスマホの使い方、またそれを使ったいじめの形態について検討していく予定でございます。

この10日の日には、第1回ということで委嘱式を行うとともに、今年度の活動についての概要説明が中心となりました。また、例年アイスブレイキングをやっているわけですが、教育指導課の指導主事が音頭をとってやっていたわけですが、今年度は西中学校の生徒会本部を中心とした生徒が中心となって、このアイスブレイキングを担当してくれたということがありました。

最後に、第2回の委員会は、8月18日の火曜日、渋沢公民館で開催する予定となっております。

続きまして、資料のNo.6「平成27年度教科書展示会について」です。

「1 趣旨」につきましては、採択関係者の調査研究、そして教科書に対する一般の関心に応えるために設けられた制度ということで、翌年度発行を予定する教科書見本を展示するというところでございます。

日時に関しましては、先ほどもありましたように6月19日から20日。間をあけて、休館の関係です、6月30日から7月12日ということで、会場は中地区教科書センター秦野分館という位置づけで、秦野市立図書館の2階会議室をお借りして開催いたします。

「4 展示内容」の下の米印にありますように、今説明した法定展示会のほかにも、同じく図書館の2階に「教科書閲覧コーナー」を常設しておりますので、ご足労いただければと思います。

続きまして、資料のNo.8 ごらんください。

教育研究所の調査研究ということで、今年度の教育研究所の開催する部会につきましては、既に説明させていただきましたが、4月22日に第1回の研究部会、あわせて委嘱式を行いました。

なお、「5 研究部会および研究員について」につきましては、3つということで、1つは「(1) 小中一貫教育(地域・郷土)研究部会」ということで、2年間の2年目ということで、『秦野ふるさとめぐり』について、内容を最新のものに改訂するという部会でございます。

「(2) 小学校(社会科)研究部会」、これは今年度1年間、新規ということで立ち上げました。内容、研究の概要は、『わたしたちのまちはだの』についてのデータや図等がかなり古いものになっておりますので、最新のデータ、または図にかえるという

ことです。

裏面ごらんください。こちらは新規です。「(3) 学校ICT推進研究部会」ということで、ICTを活用した校務効率化を目指した研究会となっております。

なお、研究員の覧につきましては、ごらんいただければと思います。

以上です。

図書館長

私からは、第28回夕暮祭短歌大会について、資料No.9でご説明いたします。

第28回夕暮祭短歌大会につきましては、今年度5月30日、土曜日、午後1時30分から、秦野市立図書館、視聴覚室で開催いたします。

内容としましては、表彰式及び講演で、今年度は山田吉郎先生に「明治短歌の河畔にて」という内容で講演を予定しております。

今年度の応募状況ですが、487首の応募がありました。前年が308首ですので、今回プラス179人の応募になりました。内訳で申しますと、海外から13首、国別ではインドとアメリカからの応募がありました。また、昨年度教育委員会から提案がありましたインターネットによる申し込みにつきましては、今年度15首の作品がインターネットで応募がありました。今回の作品で、海外の内、アメリカからの作品が12首で、ワシントンD.C.の日本語学校の生徒さんからの応募がありました。

また、30日には表彰式等ございますので、もし、お時間ありましたらご参加いただければと思っています。

図書館からは以上になります。

望月委員長

それでは、(1)から(9)までですが、2つに分けたいと思います。(1)から(4)まで、質問、ご意見をまず受けたいと思います。

いかがでしょうか。

飯田委員

一つ教えていただきたいのですが、子育てを支援するための職員行動計画というのは、平成17年にもうできていて、今回10年たったからまた改めて10年間ということで、内容は変わらずということで理解したらよろしいでしょうか。

教育総務課長

1ページを開いていただくと、1ページの1の6行目「本市では、」というところなのですが、平成17年度と22年度にそれぞれ5年間での職員行動計画を策定してございます。目標値等はその状況に応じて、それほど大幅な見直しはございませんけれども、全く同じものではなくて、例えば男性の育児休暇の取得とい

望月委員長
飯田委員

う部分を目標値を改定したりして、なるべく子育て環境部分で男性が応援をできるような、市としての職員行動計画にしているというところがございます。全く同じものではございません。

よろしいですか。

ちなみに、男性の育児休暇をとられている方は、今までにいらっしゃるんですか。

教育長

実は1名がこの計画をつくった後に、1年間休暇をとりました。これはご主人のほうで休暇をとって子育てをすると。お母さんのほうは出産の育児休業明けに仕事に就いたという、こういう事例がありまして、そのときに議会でも大分話題になりました。

非常に難しいのは、復帰をしたときの態勢をきちんと、職場だとか全体としてつくってやっておかないと難しいということ。それから女性の場合で、休暇に入って、その間に第2子の妊娠・出産というような形で、最長第3子までですと9年間ということになりまして、そういうバランスをとるのが非常に難しいというので、この行動計画をつくった上で、そうしたことに対応していくという、そういう趣旨のものです。

望月委員長

市のほうは、かつて1人だったということで、非常に勇気が要ったことではないかなと思いますが、これは大事なことですよね。

教員のほうはどうか、何か情報をつかんでいますか。

教育部参事

教員のほうは、1名だけ、現在小学校の教員をやっている男性の教諭が、平成22年に広域の人事交流で伊勢原市に出たときに、平成24年の6月から25年の3月、これ、在職は伊勢原に在職の形をとっているのですが、10カ月間育児休暇をとられて、25年、秦野市に復帰されて、そこからは通常勤務なさったというところですね。当時は伊勢原の在職だったということがあります。

望月委員長

教員も1名。

子育て支援の行動計画ですが、ほかにこの行動計画について質問、意見、ございますか。

メンター制度が、これから導入すると書いてありますよね。ですから、今、会社関係なども早期離職者というものの、最近では教諭もなったばかりでやめていくというケースもあるようですが、特に会社などの人間関係がうまくいかないとか、いろいろ仕事上の悩みがあって早期離職者が多くなってきている。その対応として、このメンター制度というものを導入しているところが最近非常に多いようですが、これは導入に当たっては、やはり失敗例なども収集して検討する必要があるのではないかなと思います。とりわけメンターというのは、心の問題の悩みの相談ですから、OJT

教育長

と違った、職場の技術とかそういう研修とは違って、心の相談、悩みの相談、いわゆるメンタルヘルスの部分ですよね。ですから、会社によっては臨床心理士などを導入する。どうしても同じ職場だと遠慮があったりするわけです。それから、上司のほうは評価権のこともあるだろうし、相談しにくいなんていう部分もあったりして、外部から呼ぶというようなこともあったりするわけです。初めての導入ですね、これを見ると。ですから、メリット・デメリットを十分収集して、どういう方がメンターになったらいいかという、そういうのは非常に大きな問題でありますので、時間をかけながら、検討しながら、この導入を僕は進めていくべきだろうというふうに思います。ぜひこれは、こういう公務員関係で成功させたい制度だなどと思っています。教員もご存じのように、20代、30代前半が多くなって、育児休業、産休に入っている。

望月委員長

幼稚園教諭や保育教諭以外は、年齢制限を撤廃しましたから、年齢制限を撤廃したことによって、若い者の採用もあります、中間層も大分あるんです。ですから、その後どういう構成になったか、人事課に聞いて確認をしてみますけれども、例えば、59歳までの採用もオーケーなんです、その間はそんなにはいないと思います。ですから、40後半ぐらいからはいますから、それによって今まで非常に抜けてしまっていたところが補充されている可能性もあります。教員の場合も幅広いのですが、実は一番少ないのが40代です。極端に少なくなっていますから、その分をどうするかということです。

内田委員

ほかにどうですか。全部残りをいってしましましょう。(7)の学警連のほうの関係はさておきまして、ほかに質問、ご意見はありますか。

学校教育課長

6月の開催行事のところでちょっと教えていただきたい。6月6日に平成27年度フッ化物塗布事業というのがございますが、これは希望する生徒児童に歯医者さんか何かが行うような事業でしょうか。

内田委員
教育長

この事業は、永久歯が出始める5歳、6歳児を対象に、無料でフッ素コーティングを行う事業ですが、「歯と口の健康週間事業」として毎年、秦野伊勢原歯科医師会が主催をして行っている事業で、もう40年以上続いています。希望を募って実施していますが、大体、300名以上の参加者があり、ちなみに去年は322名の児童の方に参加をいただいている状況でございます。

中学生までですか。

幼稚園、保育園、ちょうど歯の抜けかわりの、永久歯が出てき

たときにやります。参加しますと、歯科衛生士の卵の皆さんが、グループごとにコーナーがつくってありまして、先生方は歯の相談を受ける態勢でやっていますが、歯科衛生士の卵の皆さんは、それぞれのグループごとに、子どもたちがとっつきやすいようないろんな造作物をつくってきまして、子どもたちに、こういう歯の磨き方をするんですよとか、いろんなことをやりながら塗っていくんです。子どもたちは親御さんと一緒に来ていますから、歯磨きはこういうことをやるもんだということをそこで覚えて帰っていく。口の中へためておいて、最後にコップに唾液を出していいですよとやる。そこまでを19歳、20歳ぐらいの歯科衛生士の皆さんが、子どもたちが興味を引くようにうまく指導をする。そういうことをやっています。大人の方は歯科相談を受けることも実際にはやっています。秦野と伊勢原、別会場でやっていますから、秦野市内の歯医者さんが総出で対応していただくということをやっています。

望月委員長
内田委員

ほかにどうでしょうか。

開催行事と、それから資料6番も感じたのですが、教科書の展示会のことで、図書館が休館に入って途中何日か抜けるかと思いますが、これは翌年度使用教科書の展示の期間としては、合計展示日数というのは例年どおりと考えてよろしいでしょうか。

教育指導課長
内田委員

はい、例年どおり2週間という期間になってございます。

もう一つ、図書館の2階の閲覧コーナー、この常設は年間の数字で、これは今使用している教科書のみということですね。

教育指導課長
内田委員
望月委員長

そうです。

ありがとうございました。

ほかにどうですか。

第1回いじめを考える児童生徒委員会に参加させていただいたのですが、年々中身が充実してきているなど、そういう印象を持ちました。

特に西中学校の生徒会を中心とする、いわゆるピアサポートを学んだ生徒が本部役員です。まあ見事なものですね。聞いてみると、教諭が何人か先に行って研修を受けて、それから生徒が何十人と行って研修を受けた。その研修成果というのは、いわゆる仲間づくりですね、ピアだから。ですから、いじめの防止にもつながってくるのではないかと思うのですが、生徒が非常に自信を持ってきているというか、そんな感じがしました。

ですから、ああいうところに行って生徒会の本部役員がやるというのは、次回、アイスブレイクのあたりを生徒が中心になって

やるというような学校が出てきたら非常にいいなと思うのです。あれは大きな進歩ではないかと思います。

教育指導課長

ただ、私、毎年一つ気になっているのですけれども、結局、これの一つの理念は、平成9年2月に「はだの子ども人権宣言」がつくられ、その年の8月に子ども議会で議決されたわけです。その理念がバックボーンにあって、具体的な取り組みとしてああいうものが出ているのではないかと、僕はそういうふうに理解しているわけです。ところが資料にそれが何も無いわけです。

実は昨年度のいじめを考える児童生徒委員会をやるに当たりまして、3月に策定しましたけれども、いじめの基本方針をつくるということでも、平成9年の「はだの子ども人権宣言」があって、いじめを考える児童生徒委員会が成り立っているということを説明するとともに、この基本方針の中には「子ども人権宣言」を載せております。理念はこうやって続いているという説明とともに、本年度もこの基本方針をベースに取り組んでいくというところがありますので、それは今年の委員に対しましても、そのような理念については説明していきたいと思っております。

この基本方針につきましては、子どもの目線からの提言といいますか、こういうことに注意してほしい、大人に対してこういうことを考えてほしい、というものを盛り込んでおりますので、この基本方針を中心に、「はだの子ども人権宣言」における理念についても浸透させていきたいと考えています。

望月委員長
教育長

引き続き啓発活動をよろしく願います。

今年のこの会で、委員長から子ども人権宣言のことを挨拶で触れていただきました。昨年1回目の冒頭の挨拶のときに、なぜ今こういうことをやるようになったのかという理由が、一番最初に人権宣言というものをやったんだよということを挨拶の中で触れて、ですから、初めての子どもだけ、今、指導課長が言いましたように、ペーパーでわかるような形のものをしてやるということは必要だと思いますから、それはそういう形で動いてくれていると思います。

望月委員長

どうもありがとうございます。

それから、図書館のほうですが、だんだん作品が多くなってきている。アメリカからもすごいですね。ワシントンD.C.の日本人学校からというようなことで、必ずそうしていただいていると思いますが、作品をいただいたらそれなりの礼状とかは忘れないようにやっていただければと思います。今ももちろんやっていると思いますが。

それから、作品は増えているけれども、講演会の受講者の数が少なくなっていますね。これは佐藤課長と相談されたらどうかなと思うのですが、公民館にいろいろなサークル活動がありますよね。もし短歌などのサークル活動があるとすれば、そのサークル活動にチラシを持っていくわけです。あるいはこちらのポストに入れてやると、意外とそういう人は興味を持ってくれるのではないかと思います。もちろん「広報はだの」とか、いろいろなところで周知するのですが、ついうっかりして見落としてしまうというようなことが往々にあつたりします。その辺は、サークル活動があるかどうか私もわかりません。その辺は佐藤課長と相談されて、もしあるとすれば、何かそういうところへ呼びかけをするというようなことはどうかなと思います。

図書館長

今、委員長が言われました公民館との連携ですが、既にその連携は実施しております。今年度も西公民館の短歌教室と共催しております。夕暮祭短歌大会のチラシも公民館に配布して、各団体にも協力をお願いしております。

参加についてですが、今年度も全体で入賞、佳作が25点ですが、実際、秦野市内で入賞されている方は、今年度は3人で、市長賞などのベスト5になると県外の方が多く、また、ワシントンD.Cには、来れないかどうか確認のメールで送りましたが、遠方のため、代理出席も難しいということもありました。当然、参加いただけない方については、作品集を送る等の対応をとっておりますので、また、今後とも努力したいと思います。

望月委員長

いいですね、インターナショナルで。ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

では、次に議案のほうに入りたいと思います。

それでは、議案に入るわけですが、本定例会には3件の議案が提出されています。議案第12号「平成27年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正案について」、お願いします。

教育指導課長

それでは、議案の12号の資料をごらんください。提案理由です。いじめ防止対策推進法に基づく「秦野市いじめ問題対策調査委員会」を設置するにあたり、これは13号でまた条例については説明いたします。

委員報酬等について、国庫補助事業を活用した予算を計上する必要が生じたため提案するものであります。

1ページおめくりください。1番の歳入のところで補正額をごらんください。25万2,000円とあります。これは、下の※印にも書いていますが、国庫補助金が25万2,000円のうち

20万円は、いじめの調査会の委員の報酬等に充てるのではなく、いじめ・不登校等巡回相談員の謝礼、これが60万円で今年度予算計上しておりますけれども、その60万円に対する20万円の補助であるということです。ですから、委員の報酬等については、5万2,000円、252千円のうちの52千円があたるということです。歳出の補正額の236千円というのは、これが実際の調査委員会の委員さんの報酬等にかかわる額でございます。

1ページおめくりください。大変わかりにくくて申しわけありません。

まず、事業費をごらんください。秦野市いじめ問題対策調査委員会の委員長報酬、委員報酬、委員旅費、ここまで合計しますと23万5,500円。このうち国庫補助が5万2,000円つくということです。もともとこの23万5,500円については、27年度当初予算には計上しておりませんでした。この報酬等について、23万5,500円のうち5万2,000円が国庫補助ということで、合わせた下のいじめ・不登校等巡回相談員の委員謝礼60万円、これはもともと計上しておりましたが、それに対する20万円が国庫補助という形になります。

秦野市いじめ問題対策調査委員会の構成委員としましては、学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士の中から5名ということで考えております。委員会の開催回数は年3回ということで考えております。

以上、よろしく願いいたします。

何かご意見、ご質問ございますか。

20万円という国庫補助の関係がわかりにくいのは、予算が振り替わったという理解をしてもらいたいと思います。説明の中で、巡回相談員の委員謝礼の中に充当されている部分が振り替えになっていますというように理解していただいたほうが、わかりやすいと思います。

これは今年だけ、27年度だけですか。来年もつくんですか。

とりあえず27年度の予算につくということです。

ほかにどうでしょうか。

それでは、議案第12号「平成27年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正案について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「秦野市いじめ問題対策調査委員会及び

望月委員長
教育長

望月委員長
教育指導課長
望月委員長

望月委員長

教育指導課長

秦野市いじめ問題再調査会条例を制定することについて」の説明をお願いいたします。

まず、秦野市いじめ問題対策調査委員会、こちらに関しましては教育委員会附属の委員会です。なお、秦野市いじめ問題再調査会につきましては、市長部局に附属の会ということになります。今回は、この2つの会、調査委員会と再調査会を1つの条例で制定するというので、ここに提案させていただきます。

1ページおめくりください。条例につきまして簡単に説明いたします。

まず、第1章、総則です。

第2章、ここは秦野市教育委員会附属の委員会ということで、秦野市いじめ問題対策調査委員会、まずは設置の根拠が2条、所掌事務について第3条が書かれています。実効的な対策について、調査審議し、または意見を述べるとともに、法第28条第1項に規定する重大事態について調査審議をするというのが内容でございます。

第4条には、5名以内の委員により組織するというのをうたっております。

裏面をごらんください。第3章につきましては、「秦野市いじめ問題再調査会」ということで、こちらは市長部局人権推進課が所管による調査会です。

下にいきまして、また「第3章 雑則」とありますが、これは、申しわけありません、「4」に訂正いただければと思います。

あわせて、附則のところの1、「この条例は、公布の日から施行する」ということで、3ページをごらんください。これは委員の報酬等にもかかわってきますので、秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も伴っております。

なお、委員の報酬につきましては、1万3,000円ということで、ただし、先ほど申した秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中に、委員長については1,000円プラスするという規定がございますので、そちらに1,000円がプラスされるということで、この条例にはそれは書かれておりません。

このような条例ということで制定をするものでございます。よろしくをお願いいたします。

何か質問ありますか。

これは以前にもご説明してありますから、ご承知だと思います

望月委員長
教育長

が、教育委員会に設置する調査会については、法定付置義務、法律で設置をなさないと。それで教育委員会で対応する。市長部局のほうに設置をしていただく再調査会、これは法定付置義務ではなくて努力義務ですから、協議の中でもし再調査をする必要が生じた場合ということになるのですが、当初から設置をするということによって、そうした重大事態に対する対応がすぐできるようにする。

そして、もう一つ、所管を市長部局に置くということについては、屋上屋を重ねるようなことがないように、所管を完全に分離をしていくという、そういう形で調整がされたものです。他市でも同様な対応をしているところがありますけれども、別々に、教育委員会が両方事務局をやるということになりますと、当初のところ調査をして、さらにということになっても、同じようなことじゃないかということが懸念されるといけませんから、ぜひ分離をしておくということになります。

内田委員

再調査会は、何かあったときに初めて、具体的に委員が任命されてということですよ。だから、予算的には周知されていないということで、一方、問題対策調査委員会のほうは常設ということでもよろしいですか。委員を選ばなければいけない。

望月委員長
教育指導課長
教育長
望月委員長
教育指導課長

委員は別ですか。

別です。

同じ人は重ならないですね。完全に別になります。

第1回目というのは、1学期にやるんですか。

この条例が施行された後に、できるだけ速やかに会を開きたいと考えております。いつ何時重大事態が発生するかというのはわかりませんので、できるだけ早く開催したいと思います。

望月委員長

ということですが、ほかにありますか。

それでは、議案第13号「秦野市いじめ問題対策調査委員会及び秦野市いじめ問題再調査会条例を制定することについて」、原案のとおり可決することでもよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の「秦野市社会教育委員の委嘱について」の説明をお願いします。

生涯学習課長

社会教育に関し、教育委員会に助言をする社会教育委員を社会教育法に基づきまして設置をしております。委員の任期が平成27年5月31日をもって満了となりますので、後任の委員を委嘱するため議案を提出するものでございます。

委員の定数については、秦野市社会教育委員条例により15名以内と定められておりますが、以前から13名を委嘱しております。

今回の委員構成は、1枚おめくりいただきまして、別紙委員名簿のとおりでございますが、学校教育及び社会教育関係者7名、家庭教育向上に資する活動者が2名、学識経験者が4名としております。そのうち、学校教育関係者の高橋、牛田両校長と文化団体協議会の川口副会長3名が新任、それ以外の者は再任とするものでございます。

任期は、平成27年6月1日から29年5月31日の2年間でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

望月委員長

何かご質問、ご意見ございますか。

新任が3人ですね。小学校、中学校の校長さんは、役職でやって、本当は2年続けてもらえると一番いいですが、どうしてもまた来年度新しい組織づくりになってしまって、大体、毎年かわってしまっていますね。それぞれの道に造詣深い人たちだから大丈夫でしょう。

何か質問ありますか。

それでは、議案第14号「秦野市社会教育委員の委嘱について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、次に協議事項に入ります。

協議事項(1)「平成27年度教育委員会教育行政点検・評価について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、点検・評価についてお願いします。協議事項(1)と書いてあります報告書となっております。実際の報告書の形にしたものを資料としてお出しをしております。先月の4月の教育委員会会議の際にご協議いただいて、おめくりいただくと、1ページの、目的ですとか、その他対象ですとか、点検・評価会議の設置ですとか、学識経験者、そういった部分は4月のときにご協議をいただいて、3ページまでになりますが、報告書の形に採用させていただいております。

本日は4ページから、二本立て、一つは教育委員会の活動状況と、もう一点は主要施策についての点検・評価ということになります。今回は4ページから17ページに、これはまだ活動の状況でございます。4ページから委員会の開催、会議の開催の状況です。5ページには審議の具体的な内容、委員長報告以下140件

の案件を記載したものが10ページになります。11ページからは、教育委員会会議以外の活動の状況ということで、各種事業の活動に47回出席・参加をしていただいておりますので、その出席・参加等、活動の内容について記載を14ページにしてございます。これは現状でございますので、見ていただいて漏れ等があればご指摘をしていただければと思います。

15ページから17ページが活動についての点検・評価ということで、今回は、点検の項目の内容という部分まで記載をさせていただきます。評価・意見については、また次回以降、取りまとめて記載をしていくということを考えてございます。

18ページでございます。実際の主要施策の評価の担当、5名の教育委員さんにそれぞれ担当を持っていただいて評価をしていただくというようなことで例年やってございますので、27年度につきましても、26年度の事業について、それぞれ望月委員長以下、内田教育長まで、望月委員長は5件になりますが、ほかの方は4件ずつということで、20ページ以降にそれぞれ施策名を記入させていただいております。こういう形で例年やってございますので、なるだけ同じ形にならないように、それぞれ担当を回しながらというようなことでやらせていただいているような状況でございます。

それと、一番最後の24ページにスケジュールというようなことで、前回も言いましたけれども、5月21日までに各担当課の自己点検・評価が上がってきますので、それが取りまとめ次第、外部の点検・評価会議のほうにかけさせていただいて、スケジュール的には、8月上旬に教育委員さんの評価をやっていただいて、14日に教育委員会に議案として提出させていただいて、議決をしていただいて、9月の議会のほうに報告していくというようなスケジュールになります。どうぞ、ご協議のほうをよろしく願います。

望月委員長

何かご意見、ご質問ございますか。

20ページにそれぞれ委員さんの内容が書いてありますね。そうすると、直接の課長さんとのヒアリングといたしますか、それはいつでしょうか

教育総務課長

まだ上旬というぐらいで、日程調整はまだしていません。

望月委員長

日程調整はまだということですけど、大体、8月でしたか。

教育総務課長

上旬の予定です。

望月委員長

今年は教科書があつて、7月下旬に終わるので、それが終わってからのなるかもしれないですね。

教育指導課長

ほかにどうでしょうか。

次に、「秦野市いじめ問題対策調査委員会規則を制定することについて」、お願いします。

それでは、協議事項の（２）をごらんください。先ほど説明しました条例の施行規則ということで設置していきたいと考えております。

まずは第１条、趣旨。第２条、委員。５名の委員により組織すると考えております。

第３条の委員長、こちらは委員長１名ということです。

第４条、会議。この会議につきましては、特に個人情報の調査を行うということで、非公開という形の会議としたいと思っております。

第５条、議事録を作成する。

第６条、結果の答申ということで、調査結果については、教育委員会に速やかに答申しなければならない。

庶務ということで、調査委員会の庶務については、教育指導課が行うということになっております。

このような形で考えていきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

望月委員長

教育指導課長

では、（３）についても説明してください。

協議事項の３につきましては、秦野市いじめ問題対策連絡協議会要綱ということで、こちらは法律１４条１項に定める連絡協議会の要綱になります。この１４条の１項に関しましては、できる規定ということで、つくっても構わない。ただし、つくるのであれば、条例設置が原則になるということなのですけれども、この法律のただし書きで、既に似たような性質の会議を開いている場合は、そちらをもって開催としてもよいということで、これまでもお話ししたとおり、秦野市では秦野市学校警察連絡協議会で同様な性質の会議を開いておりますので、この秦野市学校警察連絡協議会を母体として連絡協議会を開催していきたいと考えております。

なお、この案につきましては、今現在、近隣市町等と連携をとりながら作成中です。このところは仕組みの部分もありますが、よろしくおっしゃりたいと思っております。

まず、第１条ということで設置。これはいじめの防止等に関する機関及び団体の情報共有または連携を図るために置くということです。

第２条、所掌事務ということで、先ほど紹介させていただきました市の基本方針に基づく関係機関の取り組みの状況の情報共

有。(2) いじめに関する各校の実態、また課題の情報共有。解決に向けて有効な手だてがあったかということも含まれると思います。(3) いじめの防止等に向けた効果的な取り組み等について、位置づけたいと考えております。

組織につきましては、先ほど申したように学校警察連絡協議会、これを母体とします。県立の高校については、神奈川県条例に縛られる関係で、こちらは高校の先生については除外しております。各小中学校、神奈川県警察本部少年育成課少年相談・保護センター、秦野警察署、平塚児童相談所、こども育成課、広聴相談課、教育指導課、または人権推進課。これは、再調査会を所管するのが人権推進課ということで、人権推進課もという方向で考えております。

第4条、このような形で提案して本当に申しわけありませんが、この会長については、先ほど申したように、学警連を母体とする会でございますので、今、近隣市町と連携をとりながらやっているところです。

なお、伊勢原市についても、この連絡協議会については、条例設置せずに学警連を母体とした組織で運営するというので、伊勢原市の場合は、会長が教育長。ただし、伊勢原市の場合は、教育長が学警連に参加しているということもあって教育長にしている。また、平塚市におきましては、この14条1項に基づく連絡協議会は、条例設置でやっていくと。ただし、会長についてはまだ検討中であると。ただ、ほかの市町を見ますと、会長は互選によって選ぶというところが多いので、今、情報収集しながら、そのあたりをまた再度提案させていただきたいというふうに考えています。

それから、裏面をごらんください。第6条3、(1)年3回開催する定例会議ということで、学警連で年3回、校長先生を含めた秦野市学校警察連絡協議会のメンバーが全員集まるときが学期に1回あります。それをベースにして、高校の先生を除いた形で開催ということで、基本的には年3回の開催を考えております。

大変失礼な提案になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

一括して質問、ご意見を受けたいと思ひます。何かありますでしょうか。

協議事項(3)、ちょっと訂正があります。ごらんください。一番下です。委員の任期、第5条の下の部分です。「前任者の在

望月委員長

教育指導課長

教育長

任期間とする」とありますが、これは「残任期間」です。すみません、訂正をお願いいたします。

望月委員長

前段の「組織」のところもちょっと不足している部分がありますから、もう一度整理をします。

飯田委員

ほかにどうですか。

教育指導課長

今、学校警察連絡協議会というものは、任期は2年ですか。

飯田委員

そうですね。

今度、それを母体とされるとなると、任期はどこかで調整されるのか。

教育指導課長

「任期」とありますが、実際には児童生徒指導担当が小中学校にいます。人によっては長い人で7年、8年の方もいますので、再任は妨げないということ。

望月委員長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、次にその他に入ります。その他（1）の要望書についての説明をお願いいたします。

教育指導課長

では、資料をごらんください。平成27年4月30日付で、市内曲松在住の田村元男氏より、教科書採択に関する要望が届きました。これにつきましては、平成23年度、前回の教科書採択のときも、会議録を見直したところ、次の要望をするということです。

1番、採択に当たっては、保護者等の請願・要望・意見などを取り上げて精選し、審議に反映していただきたいという内容です。

2番、特に歴史及び公民についての発言と審議内容についての要望がここに書かれております。

3番につきましては、調査研究報告書、これについて充実した正しい報告書を作成され、採択作業に役立つようにというふうな3点についての要望が出されました。

なお、こちらにつきましては、事務局・教育指導課のほうで回答をつくって対応させていただきたいと考えております。

以上です。

望月委員長

では、次に教科書採択制度についての請願、お願いします。

教育指導課長

続きまして、27年4月28日付、同じく田村元男氏より、4月24日に行った請願の審議に対して回答を求めるものです。

裏面をごらんください。質問事項は4番の①と②です。4番の①の下の方です。「この請願を“外部からの働きかけ、圧力だとか、公正・適正な採択を妨げるもの”との断定は筋違いであるとし、教育委員長、高橋委員の回答を求めます」というのが1点。

もう1点は②番、こちらの下の方になります。「肝心の請願

望月委員長

内容を全く無視して、事実上の審議拒否をしたことは、憲法に保障された請願権の毀損にあたり、また教育委員会の役割否定になりませんか」ということで教育長にお伺いしますという形で、2点の質問がございます。これにつきましても、教育指導課、事務局のほうで回答を作成して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

何かこの2件について、質問、ご意見ございますか。

それでは、これは教育指導課のほうで対応し、その結果についてまた我々に連絡していただければと思います。よろしくどうぞお願いします。

教育総務課長

それでは、次に、(3)の「総合計画、行革推進プラン、公共施設再配置計画の策定スケジュールについて」の説明をお願いいたします。

総合計画等の策定スケジュールの案について、お配りをしてございます「その他(1)」と書いてございます横長のA3の資料をごらんください。前回4月のときに、生涯学習プランの策定のスケジュールのお話をさせていただきました。その際には、この一覧の一番上の計画策定等の決定時期、これを記載させていただいた上に、教育プラン、生涯学習プランの策定スケジュールを載せた表を出させていただきました。今回、政策部のほうから、総合計画、行革プラン、再配置計画という部分の、これは3つ合わせて作成を進めていくというようなことで、スケジュール案がございました。

特にこの中の左の項目欄の真ん中ですか、「外部」というところで、総合計画審議会とあります。これは外部の委員さん、今、政策部では20名予定しているそうです。ここで最終的な素案の審議、実行計画の審議、そして答申、最終的にはそれをもって計画にしていくというようなことです。委嘱を委員さんにしていただいて、諮問書を送って総合計画の策定をご審議いただくこととなります。

また、後ほどご協議いただいて、総合計画審議会のほうに教育委員、1名参加をとということで、市長部局の政策部のほうから来ておりますので、またそれは後ほど決めていただきたいと思います。

いずれにしましても、この総合計画等の計画と行革プラン、教育プラン、生涯学習プラン、歩調を合わせて、来年の3月、本年度中に策定をして28年4月から、向こう5年間の計画というよ

望月委員長
教育長

うなことでやっていく予定でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

何か質問ありますか。

ここだけちょっと確認です。総合計画の外部の、今課長が説明しましたのが、5月と6月、7月に1回ずつと、10月に1回、11月に1回、それから1月に1回、3月に1回という都合7回、教育委員さんの中から1名、総合計画審議会委員に要請が来ますから、7回出ていただくということを想定しておいていただければよろしいかと思えます。

望月委員長

では、それはまた後で決めさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

では、これはよく読んでいただいて、何か気がついたことがあれば、いろいろなものと絡み合いますので、また質問等につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、次に、「休日における窓口の一部開庁の見直しについて」の説明をお願いします。

教育総務課長

資料はございません。「休日における窓口の一部開庁の見直しについて」ということで、平成22年から市役所の窓口の一部を土曜開庁してきました。ここで5年が経過した中で、開庁日について、一部変更をするというようなことで、実際に開庁しているところは、戸籍住民課、それと財務関係の窓口、福祉関係の窓口ですけれども、従来は毎週土曜日に開庁してございましたが、この10月から、月に4日土曜日があるとすると、第3の土曜日については、土曜日ではなくて日曜日にやるというような形。月に3週が土曜日で、1週は日曜日というような形に開庁日を変えていく。これは、共稼ぎの世帯ですとか、土曜日が休みでない場合もございますので、1日は日曜日に変えていこうというようなことでございます。

それと、同様に土曜日が祝日の場合、今までは祝日を優先して休みにしていたのですが、祝日の土曜日も開庁していくという、その2点が変更になりました。教育委員会自体は、図書館は違いますけれども、こういった窓口業務については、この土曜開庁の対象にはなってございません。先ほど言いましたように市民課等の対応になってございます。

以上です。

望月委員長

ただいまの説明に質問はありますか。

では、次に進みますが、「公共施設の利用者負担の適正化に向けた実証実験」についての説明をよろしくお願いします。

公共施設再配置推進課の作成した資料に基づきまして、私のほうから内容を説明いたします。

ご承知のとおり、本市では超高齢化社会の到来に伴いまして、今後、福祉関係予算の増大、税収の減少が見込まれる中、今後一斉に改修期を迎える公共施設の維持管理費の増加などの対策として、必要性の高い公共施設サービスを将来にわたり持続させることを目的に、昨年11月に「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」を定め、現在、全庁的に見直し作業を進めているところでございます。

この方針の素案については、昨年8月に定例教育委員会会議において、担当課である公共施設再配置推進課からその概要の説明があったと思います。使用料の見直しの対象施設は、今日は資料はございませんが、公民館のほか、総合体育館、中央運動公園などのスポーツ施設、文化会館、宮永岳彦記念美術館、保健福祉センターなど有料の30施設と桜土手古墳展示館の映像室、図書館の視聴覚室、広畑ふれあいプラザなど、無料の10施設が対象となっております。

この方針では、見直しの方向性を示すとともに、子育て世代の負担軽減のため、子どもの共用利用の無料化を進めることや、今まで一般に開放していない部屋の開放を進めまして、利便性の向上を図ることなども定められております。

しかしながら、その実施に当たっては、財政面や施設管理上を与える影響が多大なのを事前に把握しておく必要がございます。そこで、本格実施に向けた検討に当たりまして、今回、子どもの共用利用の無料化と、開放していない施設の一般開放を試行的に行い、その影響を把握することになりました。

また、この実験を通じまして、より多くの市民に公表施設とその利用者負担について、改めて関心を持っていただく機会とするということになっております。

それでは、具体的に実証実験の対象となる施設及び期間については、1ページ開いていただきまして、裏面に横長の表がございます。そこを見ていただきたいと思います。まずは子どもの個人利用の試行的無料化については、ここに書いてあるとおり、総合体育館、中央運動公園の水泳プール、おおね公園の温水プール、そして、公民館の卓球の4施設を対象としております。

実験の実施期間は、表にあるとおり、まず総合体育館の各部屋の利用と公民館の卓球台の利用については、資料が公民館については7月18日から8月31日までとなっておりますが、これは

誤りで、7月1日から正しい形でございますので、訂正をお願いしたいと思います。この総合体育館と公民館の卓球台については、7月1日から8月31日までの間が実証実験の期間という形になります。

次に、中央運動公園の水泳プールは、開場期間である7月1日から9月6日までのうち、お盆の時期など混雑が予想される8月8日から16日までを除いた期間とします。

また、おおね公園の温水プールは、同じプールを大人と共有していますので、平日でも混雑する7月、8月を避け、秋の大型連休が含まれる9月の1カ月間として、大人の利用環境の低下軽減を図っていくことになっております。

なお、試行的でも、有料施設を減免するためには、使用料の減免手続を規定しているそれぞれ条例、施行規則の改正が必要となります。具体的には、スポーツ施設の場合は都市公園条例の施行規則、公民館の場合は公民館条例施行規則を来月中に施設担当課が改正することになっております。ですから、公民館条例施行規則の改正については、次回の教育委員会会議に協議事項としてお諮りしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、新規開放施設の試行的開放という形で、対象となる施設は、この表にあるとおり、くずはの家の研修室、桜土手古墳展示館の映像室、図書館の視聴覚室の3カ所となります。いずれも7月1日から9月30日までの間、基本的には自主事業で使用を最優先しながら、あいている時間について、目的外使用許可により有料開放といたします。そして、使用料については、一律に目的外使用料として1時間当たり500円を徴収することになっております。

この実証実験、既に部長会議、議員連絡会において議会のほうに実施について報告されておりますが、市民への周知等は、市のホームページ、「広報はだの」の6月15日号の記事を掲載するほか、5月26日開催の市長定例記者会見で報道機関にその実施について情報提供されることになっております。

また、それぞれの対象施設も、公共施設再配置推進課が作成したポスター、チラシを掲出しまして、利用者への周知を図っていくことになっております。

以上でございます。

質問いかがですか。

まあ、今年はいくまでも試行ということですね。

秦野市の公共施設の利用者負担の適正化に関する方針というの

望月委員長

内田委員

生涯学習課長

は、どちらかというと、ある施設をもっと使ってもらおうというところがメインなのか、あるいは、一部どうしてもかかってしまう経費は、受益者負担で求めていきたいという意味も含まれているのかどうか。ちょっとそこを教えていただければと思います。

この考え方としては、3つの視点に立ってやっています。まず、税負担の公平性を確保しましょうと。それから、世代間負担の公平性の確保。それから、今後老朽化している部分について、使用料の中で受益者負担ということを考えていこうと。

当然、利用者の環境も向上していかないと、一方で料金だけ値上げしていいのかということが話題になっていますが、基本的には、一般開放していないところも開放していくということは、今まで利用されていない部分も利用していただきましょうという部分もあります。両面の中で永続的な公共施設サービスを展開していこうという目的でこの見直しの事業を進めているというふうに私のほうは考えております。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

それでは、その他の案件はほかにございますか。

教育総務課長

本日お配りをさせていただきましたその他のほうになります。

「西中学校等複合施設整備運営事業の経過等について」でござい
ます。ご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、設計から施工、その後の管理運営の発注を一括ですというDBO方式、そういった方式で予定価格のほか、事業の計画等、提案の内容を総合的に評価する公募プロポーザル方式によって参加事業者を募りました。その結果、事業者1者、1グループですが、6事業者による企業共同体の参加表明がございました。今月の21日に事業者提案書の提出を受ける予定でございましたが、この参加事業者のほうから、提案書の提出に至らないというふうな判断をされまして、5月1日に応募辞退届が提出されました、というご報告でございます。

1番目に「これまでの経過」ということで、昨年10月に基本方針を策定しました。今年1月19日に募集要項を公表して、先ほど申し上げましたように、5番目にありますが、2月27日に参加の表明がございまして、審査をして3月12日に参加事業者の決定をしました。7番目で3月26日には、この事業の債務負担行為の設定、議決もいただいているところでございますが、残念ながら5月1日に応募辞退届を受理したということでございます。いわゆる事業でいうところの、入札に付して、応札の手は挙がったけれども、実際にその提案が出なかったというようなこ

とでございます。

今後の対応につきましては、こういった事態になった要因をよく分析して、検証もして、事業を取り巻く社会経済情勢、動向、こういったものを踏まえて、スケジュールや事業内容、事業手法、こういったものを含めて十分な検討を行って、必要な修正、見直しを行った上で事業を推進していくつもりでございます。

いずれにしましても、この検証・検討を進めて、今後、見直し等の方向性についてご報告をさせていただきながら、ご意見をいただいているという考えでございますので、本日は、どういう方向に行くということはまだ今後検討・検証していくということで、今行っているというふうな状況でございます。

以上です。

望月委員長

質問ありませんか。

教育長

こういうことは実際あるんです。

飯田委員

教育総務課長

先週ですか、横浜市の庁舎の建設のコストの見直しをかけたら、160億ですか、増加してしまうという。当初よりも二十数パーセント上がってしまう。それでも横浜はやる予定であります。ものすごいようですね。それも要因の一つだろうとは思いますが。

今の予定ですと、平成30年完成でしたね。

そうですね。今の予定ですと、全体の完成は30年8月、南側の駐車場だとか、体育館の階段だとかも含めて平成30年の8月を予定しています。また、いわゆる複合施設については、30年の3月の完成というようなことで予定をしていたところです。なかなか相手があることなので、非常に残念なのですが、応募辞退ということでございます。

教育長

望月委員長

オリンピックの事情が一番大きいようですね。

今の30年3月、8月の計画にこういうことがあると支障がある。それはないですね。

教育長

望月委員長

現時点では何ともわかりませんね。

ありがとうございます。

教育部長

次に、教育部長。

今日、お手元にお配りさせていただきました冊子、緑のものですが、この冊子につきましては、皆さんご存じのとおり、秦野市が25年10月に「全国報徳サミット」を実施しました。その報徳サミットを人づくり、まちづくりに生かすという中で、子ども向けに改めて報徳の教えを広めた先人である秦野市出身の安居院庄七、草山貞胤、このお二人の功績を子ども用にまとめさせていただきました。ここで、ほぼ編集が終了いたしましたので、教

望月委員長
教育部長

望月委員長
教育部長
望月委員長

教育部長
望月委員長
教育長

望月委員長

内田委員
教育指導課長
内田委員

望月委員長
教育指導課長
望月委員長

教育長
望月委員長
教育長
生涯学習課長

育委員さんのほうへお配りをさせていただきます。今後、印刷等を行いまして、学校のほうへ配るということでございます。お手元にお気づきの点がありましたら、何か言っていただければ、まだ最終の修正は加えることができると思いますが、よろしく願いいたします。

なお、この編集に当たっては、教育研究所の研究部会というのを設けて、ほぼ1年をかけて編集をさせていただいております。よろしく願いをいたします。

学校はいつごろ、2学期ですか。

いや、なるべく早いうちに。これは庁内印刷をさせていただきたいと思いますので、外部の印刷会社ではなくて庁内で印刷して、まずはお配りしたい。

これは庁内でやっているんですね。

はい。

ではこういうイメージでできるわけですね。

対象は一人一人ですか。

先生の人数分はあります。

これはわかりやすくいいですよ。

小学校の3年生対象だったら考えたほうがいい。全学年じゃないんだから。小学校高学年から中学生が対象と言ってるのだから、教員にだけなんて言わないで、全員につくってあげなさい。内部で印刷できるんだから。

あとはこれを、何でもそうですが、どういうふうに使ってもらうかという、またこれは研修所で。

写真はそのままですか。

いえ、カラーになります。

21ページとか23ページの石碑の刻んでいる文字なんか、ちゃんと見えるといいですね。

これは全部カラーになるんですか。

なります。

後でゆっくり読ませてもらいます。この後、尊徳サミットをやるわけですか。

北海道の豊頃の前定者が今75名です。

一般のほうか。

教育委員さんを含めて。

教育委員さん、社会教育委員さんの研修を兼ねた参加とか、あと、財産区議会の中でも、研修を兼ねて行っていただくようなもの、あと、一般の参加ツアーも、今、観光協会がやっていて、合

望月委員長
教育長
望月委員長
生涯学習課長
望月委員長

図書館長

望月委員長
図書館長
望月委員長

望月委員長
望月委員長
望月委員長
望月委員長

計で75名になります。
秦野から70名ぐらい。
75名が現時点では行っていただけの総数です。
10月10、11日でしたか。
はい。
それでは、これをまた読んでいただいて、何か気がついたことがあれば、指導課長さんのほうに連絡していただきたいと思えます。
資料はございませんが、一点報告いたします。
文科省が主催しております全国子ども読書活動のボランティアの団体で、図書館でボランティア活動をしています「おはなしアリス」さんが、4月23日に文部科学大臣賞を受賞されました。秦野市では3団体目になります。
代表者は誰ですか。
高橋弘子さんです。「おはなしころりん」さんでも活動され、今は「おはなしアリス」さんとして主に活動されています。
そうですか。了解。ではそれは承知しておいてください。
ほかにどうですか。
—特になし—
それでは、秘密会の前に次回の日程調整をお願いします。
—次回の日程調整—
それでは、秘密会としますので、関係者以外の退席を求めます。
—関係者以外退席—
〔削除〕
以上で5月の定例教育委員会会議は終わります。